

付託議案説明資料

条例・事件決議

令和 7 年 1 2 月 1 0 日

総 務 部  
財 務 部  
県民生活部  
危機管理部  
部 外 局

## <目次>

1	【第105号議案】	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	・・・3
2	【第106号議案】	本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例の一部を改正する条例	・・・4
3	【第108号議案】	インターネット上の誹謗中傷、差別等による人権侵害の防止に関する条例	・・・5
4	【第109号議案】	兵庫県住宅再建共済制度条例の一部を改正する条例	・・・8
5	【第110号議案】	ひょうご防災減災推進条例の一部を改正する条例	・・・9
6	【第112号議案】	当せん金付証票の発売	・・・10
7	【第122号議案】	公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立東播磨生活創造センター）	・・・11
8	【第123号議案】	公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立丹波の森公苑）	・・・11
9	【第124号議案】	公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立文化体育館）	・・・11
10	【第125号議案】	公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立神戸西テニスコート）	・・・12
11	【第126号議案】	公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立武道館）	・・・12
12	【第144号議案】	職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	・・・14
13	【第146号議案】	知事及び副知事の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	・・・17
14	【報第 2 号】	専決処分の承認（和解及び損害賠償額の決定）	・・・18

# 1 【第105号議案】 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

## 1 制定の理由

政党助成法の一部改正により、何人も都道府県の選挙管理委員会に対して支部報告書及び支部総括文書並びに監査意見書の写しの交付を請求することができることとされることに伴い、当該写しの交付に係る手数料について所要の整備を行う。

## 2 制定の概要

政党助成法に関する手数料として、次のとおり定める（別表第4関係）。

名称	事務の区分	金額
支部報告書等の写しの交付手数料	政党助成法の規定に基づく支部報告書、支部総括文書又は監査意見書の写しの交付	用紙1枚につき 10円

## 3 施行期日

令和8年1月1日

## 2【第106号議案】 本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例の一部を改正する条例

### 1 制定の理由

住民基本台帳法（以下「法」という。）の一部改正により、法に規定する本人確認情報等を提供し、又は利用することができる事務（以下「法定事務」という。）が追加されたことに伴い、本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例で定める本人確認情報等を提供し、又は利用することができる事務から法定事務と重複する事務を削除する等所要の整備を行う。

### 2 制定の概要

(1) 法において知事が本人確認情報等を利用することが認められている条例で定める事務から、次に掲げる事務を削除する（別表第2関係）。

ア 採石法による採石業者の登録又は当該登録に係る登録事項の変更の届出に関する事務

イ 砂利採取法による砂利採取業者の登録又は当該登録に係る登録事項の変更の届出に関する事務

ウ 遊漁船業の適正化に関する法律による遊漁船業者の登録、当該登録の更新又は当該登録に係る登録事項の変更の届出に関する事務

(2) 法において知事が知事以外の執行機関に本人確認情報等を提供することが認められている条例で定める事務から、提供先を監査委員とする地方自治法による住民監査請求に関する事務を削除する（別表第3関係）。

(3) 土地改良法の引用条文を改める（別表第2関係）。

### 3 施行期日

公布の日

### 3【第108号議案】 インターネット上の誹謗中傷、差別等による人権侵害の防止に関する条例

#### 第1 制定の理由

- 1 インターネットを利用して相互に交流を図ることができるサービス等の普及により、私たちは自らの意見を自由に発信し、多くの人々とコミュニケーションを図り、情報を共有することができるようになった。その一方で、インターネット上の誹謗中傷、プライバシーを侵害する情報、差別的言動等の発信及び拡散による人権侵害が跡を絶たず、深刻な社会問題となっている。
- 2 他者をおとしめ、傷つける行為は、いかなる場合であっても許されるものではない。私たち一人一人がこの認識の下に、誰もがインターネット上の人権侵害の被害を受け、又は生じさせてしまうことのないよう、インターネットの利用に関するリテラシーの向上を図り、表現の自由等に配慮しつつ、社会全体でインターネット上の人権侵害の防止に取り組むとともに、人権侵害による被害を受けた者に対する支援を行う必要がある。
- 3 ここに、インターネット上の人権侵害に関し、県、県民、事業者及び市町の責務を明らかにするとともに、県が実施する基本的施策を定めることで、人権侵害を許さない、全ての人の人権が尊重される社会を実現するため、この条例を制定する。

#### 第2 制定の概要

##### 1 定義（第1条関係）

この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

- (1) 「人種等の属性」とは、人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病、性的指向（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律に規定する性的指向をいう。）、ジェンダーアイデンティティ（同法に規定するジェンダーアイデンティティをいう。）その他の属性をいう。
- (2) 「人権侵害情報」とは、次に掲げるものを含む情報その他の情報であつて、当該情報が流通することで他人の権利を侵害すると認められるものをいう。
  - ア 誹謗中傷
  - イ 通常他人に知られたくない個人に関する事項であつて、特定の個人を識別できると認められるもの
  - ウ 人種等の属性を理由とした不当な差別的取扱いをすることを助長し、若しくは誘発すると認められる言動又は侮辱（以下「不当な差別」という。）
- (3) 「人権侵害行為」とは、特定電気通信（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（以下「法」という。）に規定する特定電気通信をいう。以下同じ。）により人権侵害情報を流通させることをいう。

## 2 県の責務（第2条関係）

県は、国及び市町との連携を図りつつ、人権侵害行為の防止に関する施策及び人権侵害行為により被害を受けたとする者（以下「被害者」という。）の支援に関する施策（以下「人権侵害行為防止・被害者支援施策」という。）を策定し、及び実施するものとする。

## 3 県民の責務（第3条関係）

県民は、人権侵害行為は許されないものであるとの認識を深め、これを行わないようにするとともに、国、県及び市町が実施する人権侵害行為防止・被害者支援施策に協力するよう努めなければならないものとする。

## 4 事業者の責務（第4条関係）

事業者は、人権侵害行為の防止及び被害者の支援の必要性についての理解を深めるとともに、その事業活動を行うに当たっては、国、県及び市町が実施する人権侵害行為防止・被害者支援施策に協力するよう努めなければならないものとする。

## 5 市町の責務（第5条関係）

市町は、国及び県との連携を図りつつ、その地域の実情に応じ、人権侵害行為防止・被害者支援施策を策定し、及び実施するよう努めなければならないものとする。

## 6 啓発等（第6条関係）

県は、県民及び事業者の人権尊重の理念に対する理解の促進及び特定電気通信の利用に関するリテラシーの向上を図るため、人権侵害行為の防止に関する啓発、教育その他必要な施策を実施するものとする。

## 7 相談及び支援（第7条関係）

県は、被害者の心理的負担の軽減等を図るため、人権侵害行為に関する相談体制を整備するとともに、必要に応じて、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 特定電気通信役務提供者（法に規定する特定電気通信役務提供者をいう。以下同じ。）に対して特定電気通信により流通する人権侵害情報を削除する措置（以下「削除措置」という。）を講ずるよう申出を行う方法その他の必要な情報の提供及び助言
- (2) 相談の内容に応じた専門的な知識又は技能を有する者の紹介
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、被害者の心理的負担の軽減等を図るために必要な支援

## 8 人権侵害情報のモニタリング等（第8条関係）

- (1) 県は、特定電気通信により流通する人権侵害情報（不当な差別が含まれるものに限る。(2)及び9において同じ。）であって、集団（特定個人（県内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。以下同じ。）により構成される集団をいう。以下同じ。）又は県内の特定の地域に関するものがないかどうかについて、モニタリングその他の必要な措置を講ずることができるものとする。
- (2) 県は、(1)の措置により人権侵害情報が特定電気通信により流通していることを把握した場合であって、必要があると認めるときは、国、市町、特定電気通信役務提供者その他関係機関に

対し、情報提供その他必要な措置を講ずることができるものとする。

#### 9 削除措置の要請（第9条関係）

知事は、次に掲げる場合には、特定電気通信役務提供者に対し、削除措置を講ずるよう要請することができるものとする。

(1) 特定個人若しくは集団又は県内の特定の地域に関する人権侵害情報が特定電気通信により流通していることが明らかであり、その流通によって自己の権利を侵害されたとする者からの申出があった場合（当該者が特定電気通信役務提供者に対し、削除措置を講ずるよう申出を行ってもなお当該申出に係る削除措置が講じられていない場合に限る。）

(2) 8(1)の措置により集団又は県内の特定の地域に関する人権侵害情報が特定電気通信により流通していることを把握した場合

#### 10 指導又は助言（第10条関係）

(1) 知事は、9の要請を行ってもなお削除措置が講じられていない場合で、人権侵害行為を行った者が明らかであり、必要があると認めるときは、当該者に対し、必要な指導又は助言を行うことができるものとする。

(2) 知事は、(1)の指導又は助言を行おうとするときは、あらかじめ、当該人権侵害行為を行った者に対し、意見を述べる機会を与えるものとする。

#### 11 削除措置の要請等の基準（第11条関係）

(1) 知事は、9の要請及び10(1)の指導又は助言については、別に定める基準に基づき行うものとする。

(2) 知事は、(1)の基準を定めるに当たっては、表現の自由その他の国民の権利を不当に侵害しないように留意するものとする。

(3) 知事は、(1)の基準を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

#### 12 削除措置の要請等の状況の公表（第12条関係）

知事は、毎年度1回、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 9の削除措置の要請に係る前年度における実施状況

(2) 10(1)の指導又は助言に係る前年度における実施状況

(3) その他知事が必要と認める事項

#### 13 行財政上の措置等（第13条関係）

県は、人権侵害行為防止・被害者支援施策を推進するため、行政上又は財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

### 第3 施行期日

令和8年1月1日

## 4【第109号議案】 兵庫県住宅再建共済制度条例の一部を改正する条例

### 1 制定の理由

南海トラフ地震の被害想定を発表、自然災害の激甚化及び頻発化、被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援制度の拡充その他の兵庫県住宅再建共済制度（以下「共済制度」という。）を取り巻く環境の変化を踏まえ、更なる共済制度の安定性及び信頼性の確保等を図るため、共済制度の運営を委託する公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金（以下「共済基金」という。）が金融機関から資金の貸付けを受けた場合における県による当該金融機関への損失補償に係る規定を削除するとともに、大規模な自然災害が発生した場合に給付する共済給付金の総額に上限を設ける等所要の整備を行う。

### 2 制定の概要

- (1) 共済負担金の額を減額することができる場合から、共済制度に加入しようとする者が複数の共済期間について一括して共済負担金を納付する場合を削除する（第6条関係）。
- (2) 引用する法律の名称を改め、「対象マンションの建替団体」の名称を「対象マンションの再生団体」に改めるとともに、規定の整備を行う（第9条の2関係）。
- (3) この条例の制定により給付されることとなる共済給付金の総額が、限度額（同条例の規定により共済基金に積み立てられた額（以下「積立額」という。）を限度として、将来自然災害が発生した場合における共済給付金の給付に要すると見込まれる額その他の事情を考慮して知事が定める方法により算定した額をいう。以下同じ。）を超えると見込まれるときは、当該共済給付金の総額が限度額から積立額までの範囲内となるよう、知事が定めるところにより、共済給付金を給付するものとする（第9条の4関係）。
- (4) 共済基金が、共済給付金の給付に充てるため、金融機関から資金の貸付けを受けた場合において、当該金融機関に損失が生じたときは、県が当該金融機関に対してその損失を補償し、共済基金が当該補償に係る額を県に支払う旨の規定を削除する（第14条関係）。
- (5) その他規定の整備を行う（第15条関係）。

### 3 施行期日等

#### (1) 施行期日

令和8年4月1日

#### (2) 経過措置

2(1)に伴う必要な経過措置を定める。

## 5 【第110号議案】 ひょうご防災減災推進条例の一部を改正する条例

### 1 制定の理由

阪神・淡路大震災から30年が経過し、その経験と教訓の風化が懸念されること等から、その経験と教訓を世代や地域を超えて繋いでいくことを明確化する等所要の整備を行う。

### 2 制定の概要

- (1) 県及び県民等の取組として、阪神・淡路大震災の経験と教訓を世代や地域を超えて継承していくことを明確化する（前文、第2条及び第6条関係）。
- (2) 県は、消防団及び自主防災組織等の地域における防災減災の取組に関する県民の理解及び参画を促進する事業に取り組むものとする（第2条関係）。
- (3) 市町は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に規定する消防団員の処遇の改善、消防団の装備の改善その他の消防団の強化に関する事業に取り組むものとする（第3条関係）。
- (4) 消防団は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に基づき、地域防災力の中核として、地域に密着し、災害が発生した場合に地域で即時に対応するとともに、自主防災組織等の教育訓練その他の地域における防災体制の強化に取り組むものとする（第5条関係）。
- (5) その他規定の整備を行う（第2条、第3条及び第5条関係）。

### 3 施行期日

公布の日

## 6【第112号議案】 当せん金付証券の発売

当せん金付証券（宝くじ）の令和8年度の発売金額を次の範囲内としようとする。

発売金額 35,000,000千円

## 7～11【第122～126号議案】 公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

名 称	指 定 管 理 者	指定の期間
兵庫県立東播磨生活 創造センター	加古川市加古川町寺家町363-4 かわのまちビルディング2階 特定非営利活動法人シミズシーズ 代表理事 阪口 努	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
	〔指定理由〕 ・利用者が思いを言葉にし、行動につなげることができる交流の場や仲間づくり等、県民の「やってみたい」をキーワードとしたスモールステップを後押しする取組が施設の設置目的に合致している。 ・市民活動の中間支援組織として20年余りの活動の蓄積があり、そのネットワークを生かした教育機会の提供、人材育成、情報発信等により、当施設の利用促進が見込まれる。 ・キャッシュレス決済やスタッフのリモートワークなど、時代の変化に対応した具体的な運営手法が示されている。また、自主事業による収入増加策にも具体性があり、安定した管理運営が期待できる。	
兵庫県立丹波の森公 苑	養父市八鹿町八鹿113番地の1 全但バス株式会社 代表取締役 村上 宣人	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
	〔指定理由〕 ・生涯学習に関して、他の指定管理施設との連携や、交通事業者の特長・ネットワークを生かした学習カリキュラムの提案があり、学びの充実が期待できる。 ・職員配置が手厚く、休日、夜間についても一定の人員配置を計画するなど、質の高い管理運営体制による利用者の満足度向上が期待できる。 ・バスの活用やグループ会社との連携により、広域での広報活動が可能との提案があり、広報強化による集客が期待できる。	
兵庫県立文化体育館	東京都品川区東品川四丁目10番1号 ひょうごスポーツYELLグループ (代表者) コナミスポーツ株式会社 代表取締役社長 室田 健志 (構成員) 国際ライフパートナー株式会社 代表取締役 荒谷 明彦	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

名 称	指 定 管 理 者	指定の期間
	<p>〔指定理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県の施策や地域の特性に即した事業提案が行われているだけでなく、TOKIWAウェルネススタジオの設置など、新たな施設整備による取組を実施する姿勢が、非常に評価できる。</li> <li>・ 施設の現状課題を詳細に分析し、①WEB申込・決済など利用しやすい環境・サービスの提供や、②子どもや女性向けの運動実施率向上を図る取組など、課題解決に向けた具体的な施策を示した提案内容となっており、戦略的かつ効果的な施設運営が期待できる。</li> <li>・ 代表企業が、全国各地で公共スポーツ施設の管理運営実績を有しているだけでなく、構成企業についても、多数の文化施設の運営をはじめ、地域事業における豊富な経験を有しており、それぞれの強みとノウハウを融合した連携体制により、効率的な事業運営が期待できる。</li> </ul>	
兵庫県立神戸西テニスコート	<p>神戸市長田区若松町二丁目1番3号 株式会社ITC 代表取締役 中村 久仁子</p>	<p>令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで</p>
	<p>〔指定理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ テニスの普及振興に留まることなく、施設運営を通じて、県民のスポーツ実施率の向上や、部活動の地域展開に向けた支援など、県の施策に即した事業提案が行われており、今後の事業展開に大きな期待がもてる。</li> <li>・ 独自の施設予約システムの活用によって、貸コートの稼働率向上を図るとともに、テニススクールなどの自主事業についても積極的に実施することで、貸コート事業と自主事業の両立を図り、利用者及び利用料金収入のさらなる増加が期待できる。</li> <li>・ 県内で複数の公共テニスコートを運営しているだけでなく、テニスの競技団体との連携を通じて、テニスコートの運営や関連事業に関する豊富なノウハウを蓄積しており、効果的で持続可能な事業運営が期待できる。</li> </ul>	
兵庫県立武道館	<p>東京都品川区東品川四丁目10番1号 ひょうごスポーツYELLグループ (代表者) コナミスポーツ株式会社 代表取締役社長 室田 健志 (構成員) 国際ライフパートナー株式会社 代表取締役 荒谷 明彦</p>	<p>令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで</p>
	<p>〔指定理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 武道の歴史的・文化的価値の継承に積極的に取り組む姿勢に加え、パラスポーツの実施やトレーニング機器のリニューアルなど、武道以外の来館者の増加を視野に入れた創意工夫に富んだ提案がなされており、付加価値の高い多様な事業展開が期待できる。</li> </ul>	

名 称	指 定 管 理 者	指定の期間
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2026年開館予定のひめじスーパーアリーナとの合同イベントの開催など、施設特性にあわせた具体的な事業展開が明確に示されており、今後の施設運営に大きな期待がもてる。</li> <li>・ 代表企業及び構成企業は、全国各地で公共スポーツ施設の管理運営実績を有しており、それぞれの豊富なノウハウと専門性を活かした柔軟かつ効率的な管理運営が期待できる。</li> </ul>	

## 12【第144号議案】 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

### 第1 制定の理由

人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国及び他の地方公共団体の職員の給与等との均衡を考慮し、職員の給与改定を行う等所要の措置を講ずるため、この条例を制定しようとする。

### 第2 制定の概要

#### 1 職員の給与等に関する条例（以下「職員給与条例」という。）の一部改正

##### (1) 給料月額の変定（職員給与条例別表第1から別表第5まで関係）

- ・平均3.3%引き上げ

##### (2) 期末・勤勉手当（職員給与条例第25条及び第26条関係）

- ・年間支給月数を4.60月から4.65月に引き上げ（単位：月）

区 分	現 行			改 正 案		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6 月 期	1.25	1.05	2.30	<u>1.2625</u> (+0.0125)	<u>1.0625</u> (+0.0125)	<u>2.325</u> (+0.025)
12 月 期	1.25	1.05	2.30	<u>1.2625</u> (+0.0125)	<u>1.0625</u> (+0.0125)	<u>2.325</u> (+0.025)
年 間	2.50	2.10	4.60	<u>2.525</u> (+0.025)	<u>2.125</u> (+0.025)	<u>4.65</u> (+0.05)

##### (3) 初任給調整手当（職員給与条例第16条の6関係）

- ・医師・歯科医師職について、支給月額の上限額を370,400円から371,300円に引き上げ
- ・獣医師職について、支給月額の上限額を36,100円から37,300円に引き上げ

##### (4) 通勤手当（職員給与条例第17条関係）

- ・自動車等の交通用具使用者に係る通勤手当の支給月額の上限額を55,000円から66,400円に引き上げ
- ・通勤のための駐車場等に係る通勤手当の支給要件について、交通機関と交通用具の乗継要件を廃止するとともに、支給額については、駐車場等利用料金の2分の1上限を廃止の上、上限額を3,000円から5,000円に引き上げ

##### (5) 宿日直手当（職員給与条例第24条関係）

- ・宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対する支給額を4,400円から4,700円に引き上げ
- ・医師又は歯科医師の宿直勤務又は日直勤務に対する支給額を21,000円から22,500円に引き上げ

- 2 職員の特地勤務手当等に関する条例（以下「特地勤務手当条例」という。）の一部改正
  - (1) 特地勤務手当（特地勤務手当条例第3条及び第3条の2関係）
    - ・ 手当の算定基礎を現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額のみに変更
    - ・ 地域手当との減額調整規定を廃止
  - (2) 特地勤務手当に準ずる手当（特地勤務手当条例第4条関係）
    - ・ 手当の算定基礎を現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額のみに変更
    - ・ 特地事務所等に新規採用されたことに伴い転居した職員を支給対象に追加
  
- 3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）の一部改正
  - (1) 給料表（任期付研究員条例第5条及び任期付職員条例第7条関係）
    - ・ 職員に準じて引き上げ
  - (2) 任期付研究員の期末手当（任期付研究員条例第6条関係）
    - ・ 期末手当の年間支給月数を3.45月から3.50月に引き上げ
  - (3) 特定任期付職員の期末・勤勉手当（任期付職員条例第9条及び第10条関係）
    - ・ 期末手当の年間支給月数を1.90月から1.925月に引き上げるとともに、勤勉手当の年間支給月数を1.75月から1.775月に引き上げ
  
- 4 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正
  - ・ 期末手当について、年間支給月数を3.45月から3.50月に引き上げ（第3条関係）
  
- 5 臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
  - ・ 特別職非常勤職員の日額報酬の上限額を34,700円から35,700円に引き上げ（第2条関係）
  
- 6 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正
  - ・ 日額報酬の額を1,000円の範囲内で引き上げ（委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例別表、労働委員会の幹旋員の報酬及び費用弁償に関する条例第2条、土地収用法によるあっせん委員及び仲裁委員の報酬及び費用弁償に関する条例第2条関係）

区 分		役 職	現 行	改正後	委 員 会
委員等 報酬条例	行政委員会	委員 長	34,700 円	35,700 円	教育、公安、選挙管理、 監査、人事、労働、収用、 海区漁業調整、内水面漁場
		委 員	30,300 円	31,100 円	
		専門委員等	15,700 円	16,100 円	
			12,600 円	13,000 円	
	附 属 機 関	会 長	15,700 円	16,100 円	固定資産評価審議会 ほか 78 機関
		副 会 長	13,100 円	13,500 円	
		委 員	12,600 円	13,000 円	
		幹 事	8,200 円	8,400 円	
労働委員会幹旋員 報 酬 条 例		幹 旋 員	8,200 円	8,400 円	
土地収用法幹旋委員 及び仲裁委員報酬条例		委 員 長	15,700 円	16,100 円	
		委 員	12,600 円	13,000 円	

### 第3 施行期日等

#### 1 施行期日

公布の日。ただし、第2の1(4)、5及び6は令和8年4月1日

#### 2 適用区分

第2の1(1)から(3)まで、(5)、2、3及び4は令和7年4月1日から適用する。

#### 3 経過措置等

- (1) 令和7年4月1日から同年12月31日までの間における第1号会計年度任用職員（同月に期末手当及び勤勉手当を支給されないものに限る。）の報酬の額の算定における第2号会計年度任用職員の給料月額については、第2の1(1)及び第3の2にかかわらず、なお従前の例による。
- (2) その他所要の整備を定める。

## 13【第146号議案】 知事及び副知事の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

### 1 制定の理由

県保有情報漏えいの指摘に係る調査に関する第三者調査委員会の調査報告書及び秘密漏えい疑いに関する第三者調査委員会の調査報告書を踏まえ、情報が適切に管理されなかったことに対する責任を明確にするため、知事及び副知事（以下「知事等」という。）の給与の減額の措置について、所要の整備を行う。

### 2 制定の概要

令和8年1月分から同年3月分までの知事等の給料月額について、減額割合を次の表の改正後の欄に掲げる割合に引き上げる（附則第2項関係）。

	改正前	改正後
知 事	100分の30	100分の50
副 知 事	100分の15	100分の25

### 3 施行期日

公布の日

## 14【報第2号】 専決処分の承認

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要し、県議会を招集する時間的余裕がないため、令和7年11月19日に次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

### 1 概要

令和7年8月28日に実施した空調機器調達に当たり、見積合わせにより最低価格の者を契約の相手方として決定すべきところ、最低価格の者の見積書を誤って集計しなかったため、次順位の者（以下「相手方」という。）と契約を締結した。

契約締結後に集計の誤りが判明したため、相手方との当該契約を解除し、最低価格の者と契約することとした。契約解除をした相手方から損害賠償金の請求があり、早期の解決のため、速やかに支払うべきであることから、これに応じ、示談を締結した。

#### (1) 和解の件

上記契約の解除についての和解

#### (2) 損害賠償の額

242,000円

#### (3) 相手方

神戸市西区上新地1丁目1番6号

株式会社大洋エンジニアリング

代表取締役 大石 咲代